57 離島漁業再生支援交付金

【1, 206(1, 206)百万円】

- 対策のポイント ―

- ・条件不利地域であり、漁業者の減少や高齢化が進展する離島において、漁場の生産力の向上など漁業再生活動を支援します。
- ・また、離島の新規漁業就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組を支援 します。

く背景/課題>

- ・離島漁業は離島経済を支える基盤的産業であるとともに、離島は荒天時の避難先や燃油・水の補給地などとして、我が国漁業者の前進基地となっており、離島漁業の維持・発展は我が国漁業にとって重要な課題です。
- ・一方、離島は漁獲物の販売・漁業資材の取得など販売・生産面では不利な条件下にあり、漁業就業者の減少・高齢化も進行しています。
- ・このような厳しい状況にある離島漁業が衰退すれば、最終的には無人離島に陥り、広 大な排他的経済水域の管理にも支障が生じるおそれがあります。
- ・このため、国と地域がそれぞれの役割に応じて離島集落の地域活動に対し支援を行い、 各島の特性を最大限活用しつつ、**離島漁業を維持・再生させていくことが必要**です。

政策目標

離島の漁業集落が漁業再生のために行う取組等により、離島漁業者の漁業 所得を維持

<主な内容>

1. 離島漁業再生支援交付金

1. 156(1. 156)百万円

(1) 基本交付金

離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象として、 漁場の生産力の向上など漁業の再生に共同で取り組む漁業集落に交付金(1集落 (20世帯相当)当たり国費136万円)を交付します。

(2) 新規就業者特別対策交付金

初期投資負担を軽減し、新規漁業就業者の定着を図るため、離島の新規漁業就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組を支援します。

2. 離島漁業再生支援推進交付金

50(50)百万円

都道府県、市町村が実施する交付金の交付に関する説明会の開催、集落協定や実施状況報告書等の審査・確認、集落の状況を踏まえた目標設定のための調査及び指導等を行うための事務経費などを支援します。

「補助率:都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等) 事業実施主体:地方公共団体)

「お問い合わせ先:水産庁防災漁村課(03-6744-2392)]

離島漁業再生支援交付金【平成28年度予算概算要求額 1,206(1,206)百万円】

【離島漁業再生支援交付金】 1, 156 (1, 156)百万円

第3期対策

(平成27年度~平成31年度)

- ・共同で漁業再生活動に取り組む離島の漁業集落(地区)に対し、交付金による支援を実施。
- 新規漁業就業者への漁船・漁具等のリースの取組を支援する「新規就業者特別対策交付金」 を実施。

【対象地域】

離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定 以上の不利性を有する離島を対象。

【集落協定に基づき次の取組活動を実施】

(基本交付金)(1集落(20世帯相当)当たり国費136万円)

- ①漁業の再生に関する話合い
- ② 漁場の生産力向上のための取組 種苗放流、漁場の管理・改善、 産卵場・育成場の整備 等
- ③ 漁業の再生に関する実践的な取組 新たな漁具・漁法の導入、 新規漁業への着業、 流通体制の改善、高付加価値化、 販路拡大 等

(新規就業者特別対策交付金)

(モデル:1隻(4.9t·中古漁船相当)当たり国費125万円) 新規漁業就業者への漁船・漁具等 のリースの取組

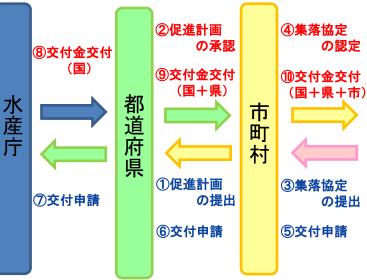


アワビの種苗放流



サワラ高付加価値化

【事業の仕組み】



の認定

の提出

漁

※業集落

【離島漁業再生支援推進交付金】 50(50)百万円 都道府県、市町村による事業の推進を支援。